

電子処方箋活用・普及促進補助金交付要領

（趣旨）

第1条 電子処方箋活用・普及促進補助金（以下、「補助金」という。）に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、「令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療提供体制推進事業（電子処方箋の活用・普及の促進事業）実施要綱」（令和7年3月4日付け医薬発0304第5号）、「令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療提供体制推進事業費補助金電子処方箋の活用・普及の促進事業交付要綱」（令和7年3月4日付け厚生労働省発医薬0304第64号）、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号）および医薬食品・衛生課所管補助金等交付要綱によるほか、この要領に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要領における用語の定義は、以下のとおりとする。

- （1）保険医療機関等 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院もしくは診療所または薬局
- （2）新機能 電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書（厚生労働省医薬局作成）に掲げられた「リフィル処方箋」「口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧」「マイナンバーカード署名」「処方箋ID検索」「調剤結果ID検索」に関する機能

（交付対象者）

第3条 この補助金の交付対象者は、申請日時点において県内に所在し、稼働している保険医療機関等であって、医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）（令和4年6月30日薬生総発0630第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知。以下「国実施要領」という。）の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業を実施し、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）から国実施要領の「第9 交付等の決定及び通知」の通知を受けた施設の開設者に限る。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は補助金の交付対象としない。

- （1）県税の滞納がある者
- （2）暴力団員もしくは暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
- （3）その他知事が適当でないと認める者

（交付対象事業等）

第4条 第1条に規定する補助金の交付対象事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。なお、補助事業を行う者（以下、「補助事業者」という。）が、第8条の規定による補助金の交付決定の前に行った事業についても、この要領等で認められている範囲内で適正と認められる場合は、補助の対象とする。

- （1）保険医療機関等が電子処方箋管理サービスを初期導入（（3）に掲げるものを除く。）するために行う、レセプトコンピューターおよび電子カルテシステム等の既存システムの改修、導入

に付随する保険医療機関等職員への実施指導等（以下「システム改修等」という。）に係る事業

（２）保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入とは別に新機能を導入するために行うシステム改修等に係る事業

（３）保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入と新機能を同時導入するために行うシステム改修等に係る事業

（交付対象経費）

第５条 前条（１）から（３）に掲げる事業に必要な経費とし、国実施要領の「第２ 交付対象事業」の１に規定される事業における補助対象経費と同じとする。ただし、前条（３）に掲げる事業に必要な経費は、前条（１）および（２）の経費と重複することはできない。

（交付額の算定方法）

第６条 補助金の交付額は、次の順序により算定する。

（１）別表に定める「２ 基準額」と前条に規定する交付対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

（２）（１）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額（国実施要領に基づき基金から交付された補助金を除く。）を控除した額を比較して、いずれか少ない方の額に別表に定める「３ 補助率」を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、金額はいずれも税込みとする。

（交付申請および実績報告）

第７条 補助事業者は、電子処方箋活用・普及促進補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付し、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（１）基金に申請した際に提出した電子処方箋管理サービス導入に関する領収書の写しおよび領収書内訳書の写し（対象事業が確認できるもの）

（２）基金が交付する交付決定通知の写し

（３）第９条（２）アおよびイで規定する広報資材の掲示状況を示す写真

（４）通帳の写し（口座番号・口座名義人・名義人のフリガナ・支店名がわかるもの）

（５）県税の納税状況確認に関する同意書または県税の納税証明書

（６）地方消費税の納税証明書

（７）取得財産管理台帳兼取得財産明細書

（８）その他知事が必要と認めるもの

２ 補助事業者は、複数の保険医療機関等について、前項に係る交付申請および実績報告を一括して行うことができるものとする。

（交付の決定）

第８条 知事は、前条の交付申請があったときは、内容を審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業者は、オンライン資格確認等システムを運用開始した上で、電子処方箋管理サービスを利用できる環境を整備（電子署名に必要なH P K Iカード等の保有も含む。）し、実際に電子処方箋管理サービスを継続して実施していかなければならない。
- (2) 電子処方箋の普及促進に関する以下の取組みを行わなければならない。
 - ア 電子処方箋対応の施設であることを周知する広報資材（ポスター）の対象施設への掲示
 - イ 電子処方箋のメリットを周知する広報資材（ポスター）の対象施設への掲示
 - ウ 県が実施する電子処方箋の活用状況等に関する調査への協力
- (3) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業を中止し、または廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) 補助事業の遂行および支出状況について知事の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。
- (7) 電子処方箋の対応施設であることを医療情報ネット（ナビイ）で公表するための医療薬局機能情報の報告および医療機関等向け総合ポータルサイトから電子処方箋の運用開始日の入力を行わなければならない。
- (8) 前条の通知の受領後、県が本事業の実施状況に関する情報を公表することについて承諾すること。
- (9) (1) から (8) までの事項のほか、補助事業の実施に当たりこの要領その他法令の規定を遵守すること。
- (10) (1) から (9) までの条件に違反した場合には、補助金の全部または一部を県に返還を求めることがある。

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、第8条の規定による交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、交付申請を取り下げることができる。

- 2 申請者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、第8条の通知があった日から20日以内に、知事に申請しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、第7条の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査等により交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、電子処方箋活用・普及促進補助

金交付請求書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 知事は、第10条の規定による補助事業の中止もしくは廃止の申請があった場合または次のいずれかに該当する場合は、第8条の規定による補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、または変更することができる。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- （2）補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- （3）第16条の規定に違反して承認を受けずに補助事業により取得し、または効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、または担保に供した場合
- （4）（1）から（3）のほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容およびこれに附した条件に違反した場合、または知事の指示に従わなかった場合

2 知事は、前項の規定による取消しまたは変更を行った場合において、既に当該取消しまたは変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

（調査および指示）

第14条 知事は、補助金の交付に関し、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の交付に係る通帳、書類その他必要な物件を調査し、または現地を調査し、もしくは他機関への確認その他の必要な事項を指示することができる。

（取得財産の管理）

第15条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産について、取得財産管理台帳兼取得財産明細書（様式第3号）を備え、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間（以下「処分制限期間」という。）内、管理しなければならない。

（財産処分の制限）

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した取得価格または効用の増加価格が単価50万円を超える機械器具、備品およびその他重要な財産（以下「処分制限財産」という。）を、処分制限期間内において、補助金の交付の目的に反して処分する（使用し、譲渡し、貸し付け、または担保に供することをいう。以下同じ。）ときは、あらかじめ知事に財産処分承認申請書（様式第4号）を提出し、承認を得なければならない。

2 知事は、補助事業者が処分制限財産を処分することにより収入があり、または収入があると認められるときは、その収入に相当する補助金額の全部または一部を県に返還させることができる。

（帳簿の整備）

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整備し、補助金の額が確定した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、または効用の増加した価格が50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う報告）

第18条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金にかかる消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第5号）により交付決定の翌年度11月末日までに知事に提出しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（その他）

第19条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附則

この要領は、令和7年7月10日から施行する。

別表

(1) 電子処方箋管理サービスを初期導入((3)に掲げるものを除く。)するために行うシステム改修等に係る事業(要領第4条(1))

1 対象施設	2 基準額	3 補助率	4 補助上限額
大規模病院(病床数200床以上)	4,866千円	1/6	811千円
病院(大規模病院以外)	3,259千円	1/6	543千円
診療所(医科、歯科)	387千円	1/4	97千円
薬局	387千円	1/4	97千円

(2) 電子処方箋管理サービスの初期導入とは別に新機能を導入するために行うシステム改修等に係る事業(要領第4条(2))

1 対象施設	2 基準額	3 補助率	4 補助上限額
大規模病院(病床数200床以上)	1,356千円	1/6	226千円
病院(大規模病院以外)	1,000千円	1/6	167千円
診療所(医科、歯科)	245千円	1/4	61千円
薬局	256千円	1/4	64千円

(3) 電子処方箋管理サービスの初期導入と新機能を同時導入するために行うシステム改修等に係る事業(要領第4条(3))

1 対象施設	2 基準額	3 補助率	4 補助上限額
大規模病院(病床数200床以上)	6,022千円	1/6	1,003千円
病院(大規模病院以外)	4,059千円	1/6	676千円
診療所(医科、歯科)	542千円	1/4	135千円
薬局	553千円	1/4	138千円